長久手市下水道事業経営戦略



令和2年3月

愛 知 県 長 久 手 市

目 次

はじめに	1
第1章 公共下水道事業編	
1 事業概要	
(1)事業の概要	
(2)民間活力の活用等	4
(3)経営比較分析表を活用した現状分析	5
2 将来の事業環境	12
(1)行政区域内人口の予測	
(2)施設の見通し	
(3)有収水量の予測	
(4)使用料(使用料収入)と水洗化率の見通し	
(5)組織の見通し	15
3 経営の基本方針	16
(1)公共下水道の役割	
(2)計画的で安定した公共下水道事業の推進	16
4 投資・財政計画(収支計画)	17
(1)投資・財政計画(収支計画)	17
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	
(3)投資・財政計画(収支計画)のポイント	
別添資料 投資・財政計画	23

第2章 農村集落家庭排水事業編

1 =	事業概要	25
(1)	事業の概要	. 25
(2)	民間活力の活用等	. 26
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	. 27
2 事	· ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(1)	行政区域内人口の予測	. 34
(2)	施設の見通し	. 35
(3)	有収水量の予測	. 35
(4)	使用料(使用料収入)と水洗化率の見通し	. 36
(5)	組織の見通し	. 36
3 糸	経営の基本方針	37
(1)	農村集落家庭排水の役割	. 37
(2)	計画的で安定した農村集落家庭排水事業の推進	. 37
4 ‡	殳資・財政計画(収支計画)	38
(1)	投資・財政計画(収支計画)	. 38
(2)	投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	. 39
(3)	投資・財政計画(収支計画)のポイント	. 41
別添賞	資料 投資・財政計画	44
第3章	共通編	_
1 ½	投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.	46
	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	
	全台 秋晶 の 事 及 候 皿 、	
	資料 2 経費回収率の向上のための使用料金改定の試算	
少少是	₹17 4 /	00
田鈺備	松雪谷	5 2

はじめに

1 経営戦略策定理由

我が国のインフラのうち水道、下水道等の大部分は公がサービスを提供する「公営企業」が運営・管理を行っており、近年、公営企業が保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う使用料収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められています。

このような中、公営企業が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、総務省は平成26年度に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを各公営企業に要請しました。

このため、長久手市は公営企業の下水道事業として、公共下水道と農村集落家庭 排水の2つの事業について経営戦略を策定しました。

2 長久手市の公共下水道事業と農村集落家庭排水事業

本市の公共下水道事業は、平成2年度に事業着手し、中心市街地を形成する土地区 画整理事業地と周辺集落を中心に、単独公共下水道事業により整備を進めてきまし た。平成30年度末においては、長久手処理区では全体計画区域734.0haのうち573ha の整備が完了しています。また、長久手南部処理区では全体計画区域145.7haすべて が整備完了しています。

同様に農村集落家庭排水事業は、熊張地区が昭和56年度に、前熊・岩作東地区が 平成8年度に供用開始し、両地区を合わせて78.5haが整備完了しています。

汚水処理事業の概要を表1.1、汚水処理構想図を次項の図1.1に示します。

長久手処理区 長久手南部処理区 処理区名 熊張地区 前熊•岩作東地区 全体計画目標年次 令和7年度 令和7年度 单独公共下水道 单独公共下水道 農村集落家庭排水 農村集落家庭排水 全体計画区域面積(H30年度末現在) 734.0ha 34.5ha 44.0ha 145.7ha 44.0ha 事業計画区域面積(H30年度末現在) 734.0ha 145.7ha 34.5ha 全体計画人口(H30年度末現在) 46,480人 10,020人 1,630人 1,460人 整備済面積(H30年度末現在) 573,0ha 145.7ha 34.5ha 44.0ha 60,000人 将来行政人口(R7) 58,500人 住民基本台帳人口(H30年度末現在) 汚水処理人口(H30年度末現在) 57,200人 97.6% (合併処理浄化槽含む) 污水処理人口普及率(H30年度末現在)

表1.1 汚水処理事業の概要

3 計画期間

本経営戦略の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間としています。

熊張苑

長久手浄化センター

農業集落排水

図 1.1 汚水処理構想図

第1章 公共下水道事業編

1 事業概要

(1) 事業の概要

ア 施設

供用開始年度 (供用開始後年数) (令和元年度末時点)	長久手浄化センター : 平成8年度(23年) 長久手南部浄化センター : 平成25年度(6年)	法適 ^{※2} (全部適用・一部適 用)非適の区分	一部適用		
処理区域内人口密度	70人/ha(平成30年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無		
処 理 区 数	2処理区				
処 理 場 数	2処理場(長久手浄化センター、長久手南部浄化センター)				
広域化・共同化・最適化 実施状況 ^{※1}	愛知県による広域化・共同化ブロッ	ク会議に参画中			

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

※2「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用してない 事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、 地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

イ 使用料 (税抜き)

	基本使用料 1使	用月につき10m³まで1,000円					
	超過使用料 排除	汚水量 10m³を超え 30m³まで	1m³につき100円				
一般家庭用使用料体	排除	汚水量 30m³を超え 50m³まで	1m³につき110円				
系の概要・考え方	排除	汚水量 50m³を超え200m³まで	1m³につき130円				
	排除	排除汚水量200m³を超え500m³まで 1m³につき160円					
	排除汚水量500m³を超える場合 1m³につき190円						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ						
その他の使用料体系 の概要・考え方	一般家庭用使用料	体系と同じ					
条例上の使用料 **3	平成28年度 2,00	0円 実質的な使用料 **4	平成28年度 2,600円				
(20m³/月)	平成29年度 2,00	0円 (20m³/月)	平成29年度 2,400円				
※過去3年度分を記載	平成30年度 2,00	0円 ※過去3年度分を記載	平成30年度 2,760円				

^{※3} 条例上の使用料とは、一般家庭における20m3/月の使用料をいう。

^{%4} 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に $2~0~\mathrm{m}^3$ を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

ウ 組織

職員数	13人(公共下水道事業と農村集落家庭排水事業を運営している。)
事業運営組織	建設部下水道課

(2) 民間活力の活用等

	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センターの運転管理業務を仕 様発注により民間委託している。管 路施設の調査・点検・清掃業務を仕 様発注により民間委託している。	
民間活用の状況 	イ 指定管理者制度	未実施	
	ウ PPP・PFI	未実施	
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ^{※4}	長久手南部浄化センターにて太陽 光発電を行い、施設動力として利 用している。	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ^{※5}	未実施	

^{※4「}エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増 につながる取組を指す。

^{※5「}土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

■ 平成29年度決算経営比較分析表(公共下水道事業)(6頁~11頁を参照)

経営比較分析表において収益的収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率及び水洗化率の各指標にて、経営の健全性、効率性の確認を行いました。

以下に各指標の現状分析結果を示します。指標の分析に際しては、全国平均及 び類似団体*1平均を用いて実施しました。

- ※ 総務省にて自治体を以下の3つの指標にて分類、本市と同じ分類は28団体 以下参照 愛知県江南市、稲沢市、東海市、大府市、日進市、みよし市、東郷町、東浦町、武豊町 埼玉県蓮田市、日高市、白岡市、伊奈町、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 東京都あきる野市、神奈川県綾瀬市、静岡県御殿場市 大阪府貝塚市、河内長野市、泉南市、熊取町、兵庫県播磨町、奈良県香芝市 福岡県糸島市、篠栗町、志免町、粕屋町
- ※ 周辺自治体の類型区分は以下のとおりである 瀬戸市Bc1、尾張旭市Bc1、日進市Bc2、みよし市Bc2、東郷町Bc2、豊明市Bc1

表1.1 類似団体分類表

処理区域内 人口区分	処理区域内 人口密度区分	供用開始後 年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	33
10万以上	50人/ha以上	30年以上	Ac1	47
	50人/旧8以上	30年未満	Ac2	5
	50人/ha未満		Ad	51
	100人/ha以上		Ва	8
	75 1 /ha N la	30年以上	Bb1	20
	75人/ha以上	30年未満	Bb2	6
3万以上	50 1 /1 101 1	30年以上	Bc1	49
	50人/ha以上	30年未満	Bc2	28
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	122
		30年未満	Bd2	54
	75人/ha以上		Ca	3
		30年以上	Cb1	14
	50人/ha以上	15年以上	Cb2	29
		15年未満	Cb3	15
3万未満		30年以上	Cc1	93
3万木個	25人/ha以上	15年以上	Cc2	206
		15年未満	Cc3	65
		30年以上	Cd1	47
	25人/ha未満	15年以上	Cd2	183
		15年未満	Cd3	42
	合	計		1, 174

① 収益的収支比率

収益的収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益に対して、汚水処理に係る費用に地方債償還金(建設時の借金)を加えた総費用がどの程度賄えているかを表す指標です。当指標については、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上を目標とすることが好ましいとされています。

本市における平成29年度の収益的収 支比率は約72%であり、最近5か年にわ たり70%前後で推移しています。これ

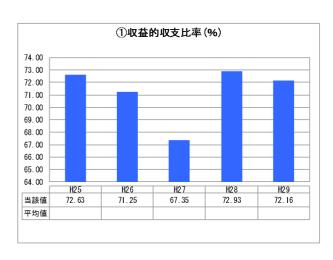


図 1.1 収益的収支比率 (単年度の収支)

は、急激な下水道整備に伴う償還金負担が増しているためであり、償還のピーク が過ぎるまではこの傾向が続く見込みです。

今後は改善に向けて、総収益の増加(接続促進による水洗化率の向上等)、 総費用の削減(汚水処理原価の低減等)に努めます。

収益的収支比率 = 総収益/(総費用+地方債償還金)×100

② 累積欠損金比率

累積欠損金比率とは、営業収益に対する営業活動により生じた損失で、経年的に累積した損失の状況を示す指標です。当指標については、累積欠損金が発生していない状況である0%であることが求められます。

本市については、H29年度時点で法 適用前のため該当数値はありません。



図 1.2 累積欠損金比率 (累積欠損)

累積欠損金比率 = 当年度末未処理欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100

③ 流動比率

流動比率とは、1年以内に支払うべき 債務に対して支払うことができる現金等 があるかの状況を示す指標です。当指標 については、1年以内の債務に対し支払 い能力がある状況である100%以上が求め られています。

本市については、H29年度時点で法適 用前のため該当数値はありません。



図 1.3 流動比率 (支払能力)

流動比率 = 流動資産/流動負債×100

④ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する地方債残高(管路施設を含む汚水処理施設の建設時の借金)の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。当指標については、低いほど経営的には好ましいとされ、類似団体との比較により、本市のおかれている状況を把握・分析します。

本市における平成29年度の企業債残高 対事業規模比率は約253%であり、5か年 にわたって減少しています。平成29年度 の類似団体平均値は約987%、全国平均

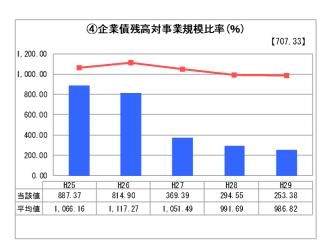


図 1.4 企業債残高対事業規模比率(債務残高)

値は約707%であり本市はいずれよりも低い水準となっています。これは、汚水 処理施設の建設時の財源として起債(借金)を抑制したためであり、今後も継続 することを目指します。ただし、当指標が低い水準であっても投資規模や使用料 水準については適切であるか注視していきます。

企業債残高対事業規模比率 = 地方債現在高合計/営業収益×100

⑤ 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度 使用料で賄えているかを表した指標であ り、使用料水準等を評価することができ ます。当指標については100%以上を目 標とすることが好ましいとされてます。

本市における平成29年度の経費回収率は約80%、類似団体平均値は約84%、全国平均値は101%であり、本市はやや低い水準であると言えます。これは、経費に対して使用料水準がやや安価となって



図 1.5 経費回収率 (使用料水準の適切性)

いるためです。H27年度以降は、H26年度に比べて上昇傾向が見られるため、現状 を維持しつつ、引き続き経費回収率の向上に努めていきます。

経費回収率 = 使用料/汚水処理費(公費負担分を除く)×100

⑥ 汚水処理原価

有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費(管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち使用料として回収すべき費用)及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当指標については、低いほど好ましく、数値が高い場合は経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

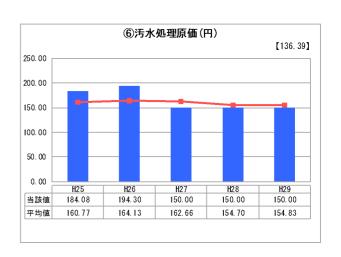


図 1.6 汚水処理原価(費用の効率性)

本市における平成29年度の汚水処理原価は150円、類似団体平均値は約155円、 全国平均値は約136円であり、本市は類似団体よりは低いため、費用の効率性は高いと言えます。類似団体平均より低い理由としては、有収率(処理水量のうち料金収入が得られる割合)が高いためです。引き続き、投資の効率化や維持管理費の削減、水洗化率の向上による経営改善に努めます。

汚水処理原価 = 汚水処理費(公費負担分を除く)/年間有収水量

⑦ 施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当指標については、一般的には高いほど好ましい数値です。

本市における平成29年度の施設利用率は約55%、類似団体平均値は約60%、全国平均値は60%であり、本市は低い水準です。現在、施設の改築更新、耐震化等を考慮した運用方針の検討を行っており、方針確定後の施設利用率は変動する予定です。

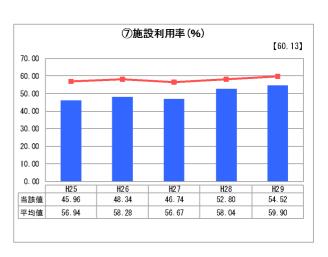


図 1.7 施設利用率 (施設の効率性)

施設利用率 = 晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力

⑧ 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水 洗便所を設置して汚水処理している人口 の割合を表した指標です。当指標につい ては、公共用水域の水質保全や、使用料 収入の増加等の観点から100%となって いることが望ましいです。

本市における平成29年度の水洗化率は約91%、類似団体平均値は約92%、全国平均値は95%であり、本市は類似団体とほぼ同等であると言えます。

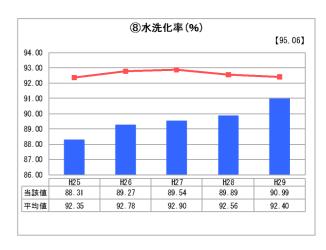


図 1.8 水洗化率 (使用料対象の捕捉)

なお、水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄 与するため、今後も積極的に下水道接続の推進に取組んでいきます。

水洗化率 = 現在水洗便所設置済人口/現在処理区域内人口×100

9 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標です。 当指標については、経年比較や類似団体との比較により、本市のおかれている状況を把握・分析することになります。

本市については、H29年度時点で法適 用前のため該当数値はありません。

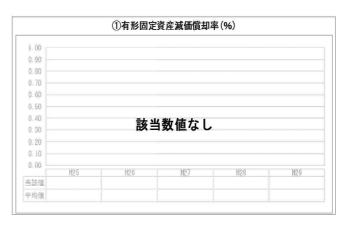


図 1.9 有形固定資産減価償却率 (施設全体の減価償却の状況)

有形固定資產減価償却率

= 有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100

⑩ 管渠老朽化率

管渠老朽化率とは、法定耐用年数を 超えた管渠延長の割合を示した指標 で、管渠の老朽化度合いを示す指標で す。当指標については、経年比較や類 似団体との比較により、本市のおかれ ている状況を把握・分析することにな ります。

本市については、法定耐用年数を経過した管渠が無いため該当数値はありません。



図 1.10 管渠老朽化率(管渠の老朽化状況)

管渠老朽化率 = 法定耐用年数を経過した管渠延長/下水道布設延長×100

① 管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を示し、管渠の更新ベースや状況を示す指標です。当指標については、例えば数値が2%の場合すべての管渠を更新するのに50年かかる更新ベースであることが把握できます。

本市における平成29年度の管渠改善率は、耐用年数を経過した管渠がないため0.00%です。

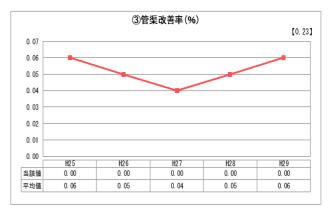


図 1.11 管渠改善率 (管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況)

管渠改善率 = 改善(更新・改良・維持)管渠延長/下水道布設延長×100

経営比較分析表 (平成29年度決算)

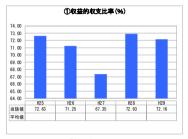
愛知県 長久手市

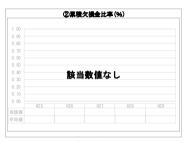
業務名	業種名 事業名		類似団体区分	管理者の情報		
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bc2	非設置		
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)		
_	該当数値なし	90.01	106 47	2 160		

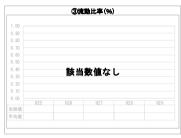
人口 (人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
57, 394	21.55	2, 663. 29
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
51, 728	7. 37	7, 018. 72

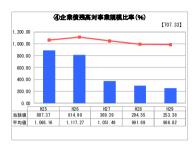
■ 当該団体値(当該値) - 類似団体平均値(平均値) 【】 平成29年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性







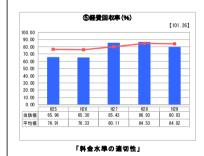


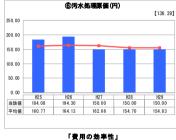
「単年度の収支」

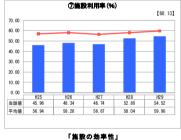
「累積欠損」

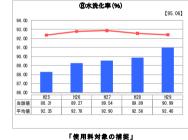
「支払能力」

「債務残高」

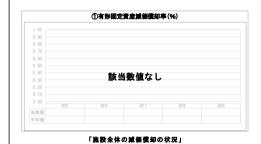




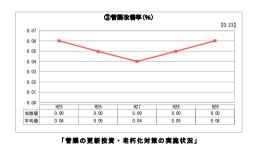




2. 老朽化の状況







※ 「該当数値なし」となっている項目は、地方公営企業法を適用済みの団体が集計する数値である等の理由により計算できない項目です。本市下水道事業は、平成30年度に地方公営企業法を適用しました。

- ※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
- ※ 本庭が主張に対は今日が同じてい、大亜中央文化学の規模は平方はできます。 ※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、全保債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

グラフ凡例

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率の数値は70%前後の数値で推移していま これは、急激な下水道整備に伴う僧還金負担が増して 、 これは、 心がは「小屋立端に F) 民産並属 近か 増して いるためであります。経営改善に向けた取組が必要ではあ りますが、償還のピークが過ぎるまではこの傾向が続く見 込みです。平成27年度は、利子償還金に対する一般会計 繰入金が減少したため比率が下がりましたが、翌年度以降 は使用料収入等の増加により比率が72%前後になりまし た。4)企業債務高対事業規模比率は平成23年度以降、徐々 こ。③正来資ス高の事業が決比する十成20年度以降、係へ こ低くなっていましたが、平成27年度に元金の償還が進ん だため、さらに数値が低くなり、平成29年度も減少しました。類似団体と比較しても低い水準です。⑤経費回収率が 平成26年度までは70%前後の数値で推移していましたが、 平成27年度からは数値が少し改善されました。しかし、引き続き下水道整備に伴う償還金負担が大きく、一般会計繰 入金も充当しているため、今後も数値は100%を下回ると 予測しています。⑥汚水処理原価は、平成22年度以降ほぼ 様げいで類似団体上り若干高めでしたが、平成27年度以降 版はいて親は国体より右下高のとしたが、干成27千度以下 は有収水量が増加したことにより原価が下がり、類似団体 平均値を下回りました。今後は、現在浄化センターの長寿 命化計画等により、さらに投資の効率化や維持管理費の削 滅を図っていきます。
「勿施設利用率は、50%前後を推移しています。一般的に高

⑦施設利用率は、500s前後を推移しています。一般的に高 い数値であることが望まれています。現在住宅建設も増加 していることにより、今後処理水量の増加が見込まれてい ますので、今後利用は上がっていくと予測しています。 ⑧水洗化率は900を登退まさた。水質保全観点や使用状 収入を図るため、さらなる水洗化率向上に取り組んでいま

2. 老朽化の状況について

本市で最も古い管集は平成3年築造となるため、類似団体及び全国的にも比較的新しく、更新した管集 挺張はありません。今後、管集の改築等の必要性が 高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与 える影響等を踏まえた分析を行い、管楽の長寿命状 計画策定等を行い効果的に見直しなどを行う必要が あります。

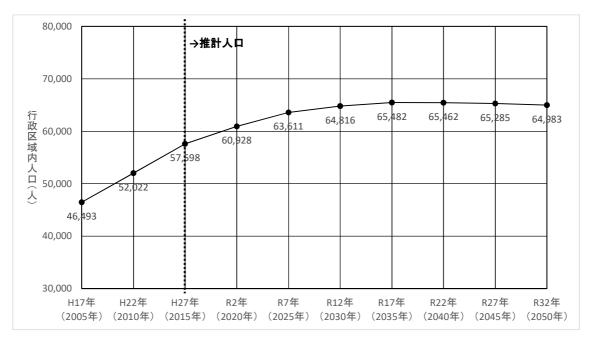
全体総

収益的収支比率や経費回収率に影響を与える地方債 償還金や利子償還金の負担が現在高いことにより 率が他団体や全国平均より低くなっていますが、償 還のピークが平成31~33年度あたりと想定して おり、それ以降は減少する見込みであります。ま た、現在、浄化センターの長寿命化事業を行ってい ますので、大規模修繕や耐震化工事等を特定の年度 一極集中することを避けたり、出来るだけ効率良 く行えるように計画しています。このことにより、 汚水処理原価の削減も行っていけるものと考えてし ます。今後、管渠についても老朽化が進んでいきま すので、これについてもストックマネジメント計画 等により更新を計画的に行う必要があると考えてい ます。さらに、平成30年4月には地方公営企業法 適用を行いました。平成31年度までに経営戦略を 策定し経営状況の明確化をよりいっそう図っていき

2 将来の事業環境

(1) 行政区域内人口の予測

将来行政区域内人口については、「長久手市将来人口推計報告書 平成29年3 月」による推計人口を採用しました。「長久手市将来人口推計報告書 平成29年3月」による推計人口は、人口問題研究所による推計方法をベースに、推計に用いる基礎数値(子ども女性比、純移動率)を本市の最新実績に合わせて補正して推計したもので、ながくて未来図(第6次総合計画)に採用した推計人口です。この推計では、令和17年にピークに達する見込みとなっています。



出典)「長久手市将来人口推計報告書 平成29年3月」

図2.1 行政区域内人口推計結果

表2.1 行政区域内人口推計結果と人口倍率

	実績		推計						
	H29年	R2年 R7年 R12年 R17年 R22年 R27年					R32年		
推計人口(人)	60, 447	60, 928	63,611	64, 816	65, 482	65, 462	65, 285	64, 983	
倍率(2015年=1)	1.000	1.008	1.052	1.072	1.083	1. 083	1.080	1. 075	

(2) 施設の見通し

ア管渠

長久手南部処理区の管渠整備は完了しており、今後は、長久手処理区の未整備区域の管渠整備を残すのみとなっています。しかし、浄化センターの設備増設・更新・高度処理化・耐震化事業が控えているため、管渠整備のための財源が不足するため、整備規模を市の財政の負担にならないように調整します。

イ 処理場・ポンプ場

長久手浄化センターについては、令和9年度までの期間については、基本設計において設定した下表に示す設備増設・更新・高度処理化・耐震化事業を予定しています。

表2.2 公共下水道の処理場(長久手浄化センター)整備スケジュール設定

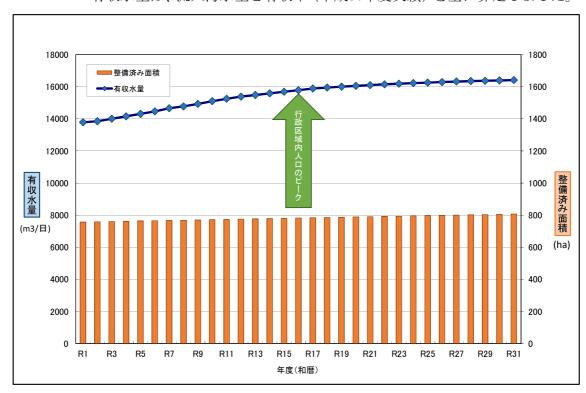
主要な事業	主な対象施設	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
管渠	面整備	設計工事									
長久手浄化センター 設備増設	・2−2系 機械電気	設計	工事	工事							
長久手浄化センター 設備更新(長寿命化)	対象施設はストックマネジメント計画で選定予定	設計工事	工事	工事	設計	設計工事	工事	工事	設計工事	設計	工事
長久手浄化センター 高度処理化	•1-1、1-2、2-1系 水処理設備				設計	工事	工事	設計工事	工事	工事	工事
長久手浄化センター 耐震化	管理棟、水処理施 設、機械棟など	診断設計	設計工事	診断工事	設計	設計工事	工事	設計工事	工事	工事	工事
長久手中継ポンプ場	機械電気				設計	工事	工事	工事	工事	工事	工事
	管渠	90	70	70	90	20	25	25	25	25	25
概算事業費(百万円)	浄化センター	192	503	792	208	890	611	790	1194	275	716
	中継ポンプ場				14	14	14	14	14	14	14
	計	282	573	862	312	924	650	829	1233	314	755

なお、長久手中継ポンプ場は完成しているため、改築事業費を計上しています。

(3) 有収水量の予測

有収水量は、行政区域内人口の増加、下水道整備面積の増加、接続人口の増加 等の要因により増加を続ける見込みとなっています。有収水量については、以下 の手順で算定しています。

- ア 整備区域内人口は、管渠整備面積と人口密度を基に算定しました。
- イ 水洗化人口は、水洗化率が計画期間に91%から92%へ上昇するものとして 算定しました。
- ウ 流入汚水量は、人口1人あたりの汚水量原単位と水洗化人口を基に算定しました。
- エ 有収水量は、流入汚水量と有収率(平成30年度実績)を基に算定しました。



※行政区域内人口は令和17年にピークとなる見込みだが、それ以降も下水道整備や水洗化が進捗することにより、有収水量は増加する見込みである。

図2.2 有収水量と整備面積の予測結果

項目		R2	R12	R22	R31	
流入汚水量	日平均	14,580	16,193	16,998	17,275	
(m ³ /日)	日最大	15,816	17,565	18,438	18,739	
有収水量(m3/日)		13,851	15,383	16,148	16,411	
整備済み面積(ha)		759	775	792	807	

表2.3 各種水量と整備面積の予測結果

[※]整備面積は本計画策定時(R1年度)の予定である。

(4) 使用料(使用料収入)と水洗化率の見通し

使用料(使用料収入)は、有収水量に比例した伸びとなる見通しです。水洗化率はこれまで順調に増加し、平成29年度で91.0%に達しましたが、今後の伸びは 鈍化するため、目標年度令和11年度でも、92%程度にしかならないと推定しています。

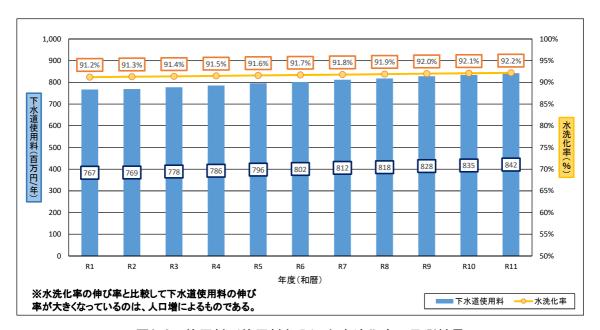


図2.3 使用料(使用料収入)と水洗化率の予測結果

(5) 組織の見通し

下水道課は13人の職員で公共下水道事業と農村集落家庭排水事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現在の組織体制を維持する計画です。

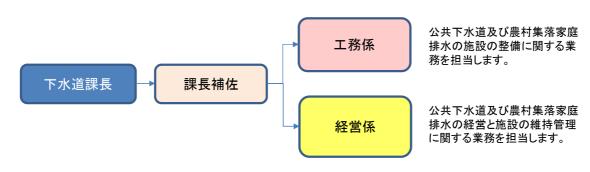


図2.4 下水道課組織図

3 経営の基本方針

全国的な人口減少傾向の中にありながら、本市は人口増加が続いています。これにより、処理場へ流入する汚水量も増加し続けています。公共下水道の役割である「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」を持続させるため、適正かつ計画的な使用料収入と経費節減の確保を基本方針とします。

(1) 公共下水道の役割

公共下水道の役割は、大きく分けて2つがあります。

公衆衛生の向上

トイレ・風呂・炊事・洗濯等による生活排水を下水道に流すこと により、清潔で衛生的な生活ができます。

公共用水域の水質保全

集まった汚水を処理場で適切に浄化して川に戻すことにより、川 や海の水質が保全できます。

(2) 計画的で安定した公共下水道事業の推進

(1)の役割を計画的に安定して果たすために、本市公共下水道では次の目標を掲げました。

施設の計画的整備を進めます

- ・長久手浄化センターについて、汚水量の増加に対応するため、水処理施設の処理 能力を増強します。
- ・管渠の整備については市街化区域の整備は完了しているため、整備規模を市の財 政の負担にならないように調整します。

施設の老朽化対策及び地震対策を進めます

・長久手浄化センターの老朽化した施設については、改築更新及び耐震化を行いま す。

4 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

ア 経営戦略における目標値

以下のとおり計画期間内の目標を定め、その達成に努めます。

経費回収率90%以上の確保に努めます

公共下水道事業は本市の発展に大きく貢献しており、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきています。その結果、回収するべき経費も上昇しており、経費回収率は80%程度(参考:名古屋市を除く愛知県内市町村平均は約78%)にとどまっています。しかしながら、計画期間内は約90%程度で推移する見込みとなっています。これは公営企業法適用により経費回収率の計算方法が変わったことが影響しています。今後も計画期間内に施設の増設、耐震化、改築更新等の大規模な投資を予定しており、経費回収率の改善は困難な状況ですが、計画期間内の目標として、90%以上の確保に努めます。

公営企業である公共下水道事業は、独立採算制の原則に基づき、効率的な維持管理 及び建設投資と適正な使用料収入による運営が求められていることなどを踏まえ、 100%に近づけるよう努めます。

水洗化率100%を目指します

本市の公共下水道事業の水洗化率は順調に伸びており、約91%に達しています(参考:名古屋市を除く愛知県内市町村平均は約88%)。今後の伸びはゆるやかになり、計画期間内には92%程度になると予測しています。長期的には、公共下水道への接続の促進に努め、水洗化率100%を目指します。

一般会計繰入金の使用を抑制します

公共下水道事業はその公共性から一般会計繰入金も財源の一部となっているのが現状です。多くの投資が必要となる中、市全体の財政の負担にならないよう、総務省通達にて定められている繰入基準から外れる一般会計繰入金(基準外繰入)の使用抑制に努めます。

イ 投資・財政の見通し(税込み)

上記の目標を達成するため策定した「投資・財政計画(収支計画)」は、 「別添資料1」のとおりです。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

ア 収支計画のうち投資についての説明

投資額については、主に施設の建設にかかる費用(建設改良費)と、企業債 償還金を計上しています。

■投資額の主な内訳

建設改良費

現時点で具体的な計画がある長久手浄化センター内の設備増設・耐震化・高度 処理化に係る工事費及び人件費を計上しています。また、施設の改築更新に係 る工事費として既存施設の工事費を耐用年数で割った1年あたりの金額を計上 しています。

企業債償還金

平成30年度までに発行済みの企業債に係る償還金に、上記建設改良費の財源として起債予定の企業債に係る償還金を加えて推計しています。

イ 収支計画のうち財源についての説明

上述の投資計画を遂行するための財源については以下のとおりです。

■収入の主な内訳

使用料 (使用料収入)

有収水量を推定し、最新の使用料単価(使用料収入/有収水量)の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、企業債償還金にも充当します。

国(県)補助金

国(県)による交付金が見込める事業(主に建設事業)に関しては、交付金を見込んでいます。

受益者負担金

新たに公共下水道の整備により利益を受ける住民の方に、建設費用の一部を受益者負担金として負担いただきます。

他会計補助金

前述の一般会計繰入金を指しています。総務省から通知される繰り出し基準を 踏まえて推計しています。

長期前受金戻入

固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金や利用者からの負担金・分担金を一旦、繰延収益(長期前受金)として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上しています。

ウ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資にかかる建設改良費以外の経費については、過去の投資 状況及び今後の事業計画を踏まえ、支出項目別に検討を行いました。計画策定 にあたって前提とした主な内容は、次のとおりです。

■収益的投資以外の経費に関する支出

営業費用 (職員給与費)

職員数は変わらないことから、平成29年度決算額を基本として、ベースアップ 分として上昇率1%を見込んで算出しています。

営業費用(その他)

主に施設の維持管理費を計上しています。施設の維持管理費は、処理場における処理水量に比例する傾向にあるものと、そうでないものに分け、前者については処理水量あたりの費用の実績平均値に処理水量を乗じて算出し、後者については費用の実績平均値で将来も一定としています。

減価償却費

減価償却費は、建物や機械設備など、長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額をいったん資産として計上し、当該金額を資産の耐用年数にわたって規則的に費用として配分して算出しています。

減価償却費についても、企業債償還金と同様に平成30年度までに取得済みの資産に係る減価償却費に、令和元年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費を加えて推計しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)のポイント

策定した収支・財政計画(収支計画)は、総支出に対して不足する財源を繰入金として受領することで、計画期間内では収支均衡となっています。しかし、経費回収率の現状を踏まえれば、過度な企業債を負担することなく、施設のライフサイクルコストを最小限に抑えながら事業を効率的に運営していくことが重要です。これらの観点から、収支・財政計画(収支計画)の中でポイントとなる項目について取り上げます。

ア 汚水処理原価と経費回収率の推移

計画期間を通じて経費回収率は90%程度となります。今後は、徐々に経費回収率を増やし、全国平均(加重平均)の100%に近づけていくことを目指します。

なお、地方公営企業法適用前の平成29年度実績の経費回収率は約80%でしたが、令和元年以降はは約91%へ上昇する見込みとなっています。これは地方公営企業法適用により汚水処理原価に計上する資本費の計算方法が変わり、汚水処理原価が低下したことが影響しています。

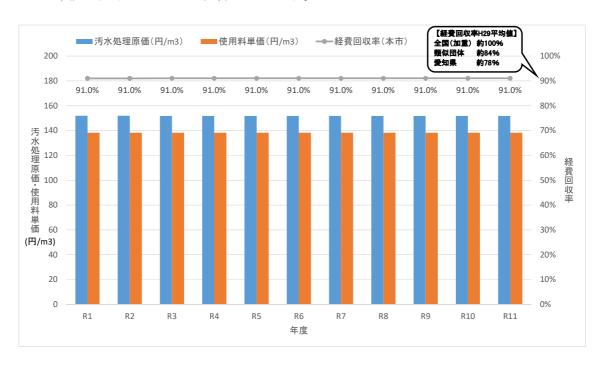


図4.1 汚水処理原価と経費回収率の予測結果

表4.1 汚水処理原価と経費回収率の予測結果

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(円/m3)	151.9	151.9	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8
使用料単価(円/m3)	138.2	138.2	138.2	138.2	138.2	138.2	138.2	138.2	138.2	138.2	138.2
経費回収率(本市)	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%

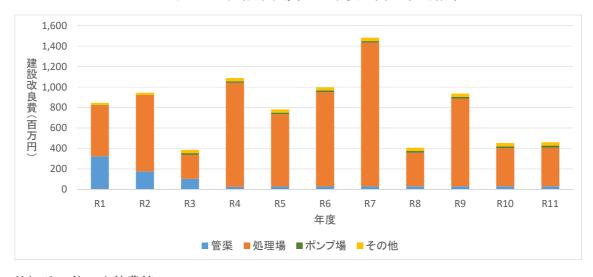
イ 建設改良費と企業債残高の推移

公共下水道事業は、浄化センター内施設の増強、高度処理化、耐震化事業を 実施するため、令和9年度まで多くの建設改良費を予定しています。しかしな がら、企業債の発行を最小限にしていることから、今後も企業債残高は減少傾 向となっていきます。

また、建設改良費については、年度によって差異はありますが、年間投資額の平準化に努めていきます。



図4.2 建設改良費と企業債残高の予測結果



注) その他…人件費等

図4.3 建設改良費の内訳

ウ 一般会計繰入金の推移

本計画では、下水道事業として令和元年度の年間約6億円を上限とし、同程度の繰入額で推移していけるように努力していきます。

使用者負担の原則によれば、支出は使用料収入で賄うことが望ましいとされていますが、公共下水道事業は、企業債償還費の増大による収支の不足分を一般会計繰入で補っているのが現状です。

整備には多額の初期投資を要することから、償還額の負担は世代間負担の公平性を確保する観点からもやむを得ないものと考えています。しかしながら、適正な負担水準を維持するとともに次世代に過度な負担を先送りしないためにも、コスト削減や使用料収入の確保に努めます。

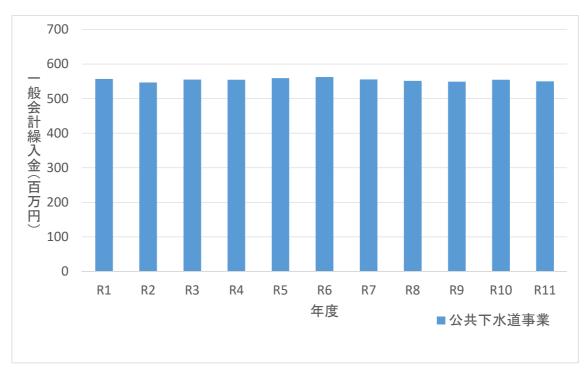


図4.4 一般会計繰入金の予測結果

表4.2 一般会計繰入金の予測結果

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
公共下水道事業	(百万円)	557	547	555	555	559	562	556	551	549	554	550
農村集落家庭 排水事業	(百万円)	48	48	44	44	37	37	38	39	40	41	42
合計	(百万円)	605	595	599	599	596	599	594	590	589	595	592

様式第2号(法適用企業·収益的収支)

投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円.%)

_							_						(#	位:千円,%)
	区	分 年 度	前年度(決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1. 営 業 収 益 (A)	632,094	686,145	686,145	778,245	786,145	796.145	801,945	812.345	818,245	828.545	834,945	842,645
	収		631,799	685,800	685,800	777,900	785,800	795,800	801,600	812,000	817,900	828,200	834,600	842,300
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
収	益		295	345	345	345	345	345	345	345	345	345	345	345
40		2. 営業外収益	761,405	669,874	784,668	663,874	671,326	688,907	707,192	692,780	670,026	672,711	696,717	711,260
	的		552,000	486,859	597,000	449,242	451,994	455,575	464,160	441,348	407,094	406,079	419,385	429,928
	١.	他 会 計 補 助 金	552,000	356,859	497,000	449,242	451,994	455,575	464,160	441,348	407,094	406,079	419,385	429,928
	収			130,000	100,000									
益		(2) 長期前受金戻入	205,876	182,911	187,636	214,600	219,300	233,300	243,000	251,400	262,900	266,600	277,300	281,300
	入		3,529	104	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
		収 入 計 (C)	1,393,499	1,356,019	1,470,813	1,442,119	1,457,471	1,485,052	1,509,137	1,505,125	1,488,271	1,501,256		1,553,905
		1. 営業費用	1,224,102	1,162,473	1,195,476	1,263,800	1,284,000	1,323,700	1,352,800	1,354,900	1,342,000	1,357,200	1,389,100	1,413,200
1,,	収	(1) 職員給与費	47,631	44,861	49,745	50,300	50,800	51,200	51,700	52,200	52,700	53,200	53,700	54,700
的	1.0	本 和	47,631	44,861	49,745	50,300	50,800	51,200	51,700	52,200	52,700	53,200	53,700	54,700
	1	退職 給付費 その他												
	益	(2) 経 世	E17.000	E17 600	E20.007	EC1 000	E70 000	E02 400	E00 200	604.000	612.000	605 100	624.000	6E1 200
		動力費、委託費、修繕費	517,836 454.894	517,698 423,641	539,097 428.090	561,900 444,400	572,000 453,300	583,400 463,600	592,300 471,400	604,000 481,900	613,200 490,000	625,100 500,700	634,800 509,300	651,200 523,400
収	的	> 到刀貝、安託貝、修楷貝	454,894	423,041	428,090	444,400	453,300	463,600	471,400	481,900	490,000	500,700	509,300	523,400
1	נים													
		その他	62.942	94.057	111.007	117.500	118,700	119.800	120.900	122,100	123,200	124.400	125.500	127.800
	支	(3) 減 価 償 却 費	658.635	599,914	606.634	651.600	661,200	689,100	708.800	698.700	676.100	678.900		707,300
1_		2. 営業外費用	147.783	138,172	122.509	128.675	123.197	109.878	104.088	97.036	92.212	89.297	86.948	84,506
支		1	140,020	127,172	111.509	117.675	112,197	98.878	93.088	86,036	81,212	78.297	75,948	73,506
	出	(1) 文 iA で (2) そ の 他	7,763	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11.000	11.000	11.000	11,000		11,000
		支 出 計 (D)	1.371.885	1.300.645	1.317.985	1.392.475	1.407.197	1,433,578	1,456,888	1.451.936	1,434,212	1.446.497	1.476,048	1.497.706
	経		21,614	55.374	152.828	49,644	50.274	51,474	52.249	53,189	54.059	54,759	55.614	56,199
特	17 min	別 利 益 (F)	21,011	00,071	102,020	10,011	00,271	01,171	02,210	00,100	01,000	01,700	00,011	00,100
特		別 損 失 (G)	4,497											
特		別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 4,497											
		度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	17,117	55,374	152,828	49,644	50,274	51,474	52,249	53,189	54,059	54,759	55,614	56,199
繰	越	利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (1)	17,117	72,491	225,319	274,963	325,237	376,711	428,959	482,148	536,207	590,966		702,779
流		動 <u>資 産(J)</u>	456,271	460,834	465,442	470,096	474,797	479,545	484,340	489,183	494,075	499,016		509,046
<u></u>		うち未収金	95,570	114,300	114,300	129,650	130,967	132,633	133,600	135,333	136,317	138,033	139,100	140,383
流		動 <u>負</u> 债 (K)	913,103	1,045,996	1,041,288	1,029,995	1,005,787	921,568	859,872	787,569	769,828	731,427	731,916	733,953
		うち建設改良費分	515,446	654,596	649,888	638,595	614,387	530,168	468,472	396,169	378,428	340,027	340,516	342,553
		うち一時借入金	201.15	004.400	204 (22	004 (22	204 422	204 (22	204 422	004.400	004.400	204 :22	204 422	204 422
\vdash		うち未払金	391,421	391,400	391,400	391,400	391,400	391,400	391,400	391,400	391,400	391,400	391,400	391,400
		欠損金比率(<u>(I)</u> ×100)												
地資	方財	材政法施行令第15条第1項により算定した 金の不足額(L)												
営	業山	収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	632.094	686,145	686.145	778,245	786.145	796.145	801.945	812.345	818.245	828.545	834.945	842,645
地資		財政法による ((L)/(M)×100)	0011,001	000,110	200,110	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, 55,115	700,110	561,616	512,616	0.10,2.10	520,010	331,313	0 12,0 10
		化法施行令第16条により算定した (N) 金 の 不 足 額												
-		化法施行規則第6条に規定する (O) 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
		化法施行令第17条により算定した /px	632.094	686.145	686,145	778,245	786.145	796.145	801.945	812,345	818.245	828.545	834,945	842,645
		業 の 規 模 * / ご法第22条により算定した ((N) / (D) × 100)	,,	,- (*	,, 10		, . , .	,	22.,310	, 5 10	,	,310	121,310	,- 10
資	3	金 不 足 比 率 ((N)/(P) * 100/												

様式第2号(法適用企業·資本的収支)

投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

_	_													(単位:十円)
		年 度 区 分	前年度 (決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1. 企 業 債	161.000	320,000	360.800	78,000	388,900	250,600	345.900	531.600	42,000	264,000	67.800	83,200
	1/00	うち資本費平準化債	· ·	,	,	,	,	,	ŕ	, i			·	,
1 1	資 -	2. 他 会 計 出 資 金												
資	Ī	3. 他 会 計 補 助 金												
	本[4. 他 会 計 負 担 金		200,141	50,000	105,900	102,600	103,800	98,000	114,300	144,400	142,900	135,100	119,700
		5. 他 会 計 借 入 金												
本	的	6. 国 (県) 補 助 金	145,730	286,100	382,194	156,000	462,000	325,000	414,500	616,500	157,000	377,500	173,500	173,500
		7. 固定資産売却代金												
	uter F	8. 工 事 負 担 金	47,653	54,928	198,004	2,100	500	600	600	600	600	600	600	600
1 1	収	9. そ の 他												
的	-	計 (A)	354,383	861,169	990,998	342,000	954,000	680,000	859,000	1,263,000	344,000	785,000	377,000	377,000
		(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	354,383	861,169	990,998	342,000	954,000	680,000	859,000	1,263,000	344,000	785,000	377,000	377,000
収	資	1. 建 設 改 良 費	389,431	844,752	944,897	385,000	1,088,000	782,000	997,000	1,482,000	406,000	937,000	452,000	461,000
		うち職員給与費	22,896	20,220	20,220	20,220	20,220	20,220	20,220	20,220	20,220	20,220	20,220	20,220
	本	2. 企業債償還金	496,615	515,446	527,830	520,920	502,190	431,290	375,384	310,133	297,216	261,730	264,568	269,047
支	的	3. 他会計長期借入返還金												
	~ -	4. 他会計への支出金												
	出	5. そ の 他	33	100	30	30	30	30	30	30	30		30	30
		計 (D)	886,079	1,360,298	1,472,757	905,950	1,590,220	1,213,320	1,372,414	1,792,163	703,246	1,198,760	716,598	730,077
資本 不足			531,696	499,129	481,759	563,950	636,220	533,320	513,414	529,163	359,246	413,760	339,598	353,077
補		1. 損益勘定留保資金	174,870	444,601	447,607	448,000	489,436	487,855	509,791	515,536	422,655	450,118	436,282	441,200
塡	· [2. 利益剰余金処分額												
財		3. 繰 越 工 事 資 金												
		4. そ の 他	356,826	54,528	34,152	115,950	146,784	45,465	3,623	13,627				
源		計 (F)	531,696	499,129	481,759	563,950	636,220	533,320	513,414	529,163	422,655	450,118	436,282	441,200
補	塡													
他	会													
企		業 債 残 高(H)	5,465,094	5,269,648	5,102,618	4,659,698	4,546,408	4,365,718	4,336,234	4,557,701	4,302,485	4,304,755	4,107,987	3,922,140

〇他会計繰入金 (単位:千円)

区	年 度	前年度 (決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的単	又支 分	552,000	356,859	497,000	449,242	451,994	455,575	464,160	441,348	407,094	406,079	419,385	429,928
	うち基準内繰入金	460,657	344,835	355,439	367,570	374,526	389,799	399,768	377,707	342,583	340,868	353,319	363,277
	うち基準外繰入金	91,343	12,024	141,561	81,671	77,468	65,776	64,392	63,641	64,511	65,211	66,066	66,651
資本的単	以支 分		200,141	50,000	105,900	102,600	103,800	98,000	114,300	144,400	142,900	135,100	119,700
	うち基準内繰入金		21,644	22,650	23,703	17,860	4,354	2,053	312	312	312	312	312
	うち基準外繰入金		178,497	27,350	82,197	84,740	99,446	95,947	113,988	144,088	142,588	134,788	119,388
合	計	552,000	557,000	547,000	555,142	554,594	559,375	562,160	555,648	551,494	548,979	554,485	549,628

第2章 農村集落家庭排水事業編

1 事業概要

(1) 事業の概要

ア 施設

供用開始年 (供用開始後年数)	熊張苑:昭和56年度(38年) 前熊苑:平成8年度(23年)	法適 ^{※2} (全部適用・一部適 用)非適の区分	一部適用			
処理区域内人口密度	42人/ha(平成30年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無			
処 理 区	2処理区					
処 理 場	処 理 場 数 2処理場(熊張苑、前熊苑)					
広域化・共同化・最適 実施状況 ^{※1}	大実施					

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

※2「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用してない 事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、 地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

イ 使用料(税抜き)

	基本使用料 1	基本使用料 1 使用月につき10㎡まで1,000円					
	超過使用料 排	超過使用料 排除汚水量 10m3を超え 30m3まで					
一般家庭用使用料体	排除汚水量 30m³を超え 50m³まで 1m³につき110円						
系の概要・考え方	排除汚水量 50m³を超え200m³まで 1m³につき130円						
	排除汚水量200m3を超え500m3まで 1m3につき160円						
	排除汚水量500m³を超える場合 1m³につき190円						
業務用使用料体系の	一般家庭用使用料体系と同じ						
概要・考え方							
その他の使用料体系	一般家庭用使用	料体系と	と同じ				
の概要・考え方							
条例上の使用料 ^{※2}	平成28年度 2,	000円	実質的な使用料 **3	平成28年度	2,600円		
(20m³/月)	平成29年度 2,	000円	(20m³/月)	平成29年度	2, 400円		
※過去3年度分を記載	平成30年度 2,	000円	※過去3年度分を記載	平成30年度	2,760円		

^{※2} 条例上の使用料とは、一般家庭における 2 0 m³/月の使用料をいう。

^{※3} 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

ウ 組織

職員数	13人(公共下水道事業と農村集落家庭排水事業を運営している。)
事業運営組織	建設部下水道課

(2) 民間活力の活用等

	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理業務を仕様発注 により民間委託している。管路施設 の調査・点検・清掃業務を仕様発注 により民間委託している。				
民間活用の状況 	イ 指定管理者制度	未実施				
	ウ PPP・PFI	未実施				
次充江田の北川	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ^{※4}	未実施				
資産活用の状況	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ^{※5}	未実施				

^{※4「}エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増 につながる取組を指す。

^{※5「}土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

■ 平成29年度決算経営比較分析表(農村集落家庭排水事業) (28頁~33頁を参照)

経営比較分析表において収益的収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率及び水洗化率の各指標にて、経営の健全性、効率性の確認を行いました。

以下に各指標の現状分析結果を示します。指標の分析に際しては、全国平均及び 類似団体*平均を用いて実施しました。

※ 総務省にて自治体を以下の1つの指標にて分類、本市と同じ分類は97団体 愛知県内は、みよし市、豊明市、常滑市、田原市

表1.1 類似団体分類表

供用開始後 年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	F1	97
15年以上	F2	730
15年未満	F3	66
合	893	

① 収益的収支比率

収益的収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益に対して、汚水処理に係る費用に地方債償還金(建設時の借金)を加えた総費用がどの程度賄えているかを表す指標です。当指標については、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上を目標とすることが好ましいとされてます。

本市における平成29年度の収益的収支 比率は約82%であり、最近5か年にわたり 75~90%前後で推移しています。

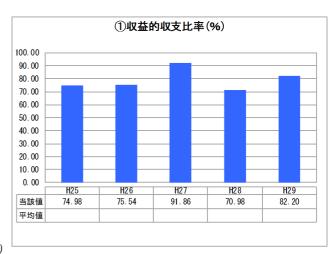


図 1.1 収益的収支比率 (単年度の収支)

償還のピークが過ぎ償還金負担が減少しているため、今後は安定する見込みです。 今後はさらなる改善に向けて、総収益の増加(接続促進による水洗化率の向上 等)、総費用の削減(汚水処理原価の低減等)に努めます。

収益的収支比率 = 総収益/(総費用+地方債償還金)×100

② 累積欠損金比率

累積欠損金比率とは、営業収益に対する営業活動により生じた損失で、経年的に累積した損失の状況を示す指標です。 当指標については、累積欠損金が発生していない状況である0%であることが求められます。

本市については、H29年度時点で法適 用前のため該当数値はありません。



図 1.2 累積欠損金比率 (累積欠損)

累積欠損金比率 = 当年度末未処理欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100

③ 流動比率

流動比率とは、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があるかの状況を示す指標です。当指標については、1年以内の債務に対し支払い能力がある状況である100%以上が求められています。

本市については、H29年度時点で法適 用前のため該当数値はありません。



図 1.3 流動比率(支払能力)

流動比率 = 流動資産/流動負債×100

④ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する地方債残高(管路施設を含む汚水処理施設の建設時の借金)の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。当指標については、低いほど経営的には好ましいとされ、類似団体との比較により、本市のおかれている状況を把握・分析します。

本市における平成29年度の企業債残高 対事業規模比率は約35%であり、5か年に わたって減少しています。平成29年度の類 似団体平均値は約685%、全国平均値は約

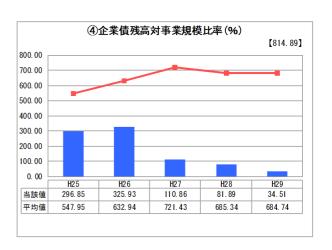


図 1.4 企業債残高対事業規模比率(債務残高)

815%であり本市はいずれよりも低い水準となっています。これは、起債の元金償還が概ね完了したためであり、今後も継続することを目指します。ただし、当指標が低い水準であっても投資規模や使用料水準については適切であるか注視していきます。

企業債残高対事業規模比率 = 地方債現在高合計/営業収益×100

⑤ 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度 使用料で賄えているかを表した指標であ り、使用料水準等を評価することができ ます。当指標については100%以上を目標 とすることが好ましいとされています。

本市における平成29年度の経費回収率は約100%、類似団体平均値は約65%、全国平均値は61%であり、本市は高い水準であると言えます。今後も現状を維持しつつ、施設の改築更新に備えて引き続き経費回収率の向上に努めていきます。

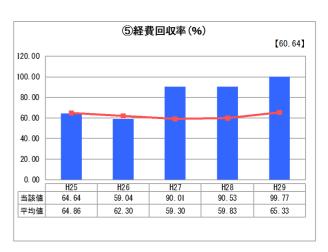


図 1.5 経費回収率 (使用料水準の適切性)

経費回収率 = 使用料/汚水処理費(公費負担分を除く)×100

⑥ 汚水処理原価

有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費(管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち使用料として回収すべき費用)及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当指標については、低いほど好ましく、数値が高い場合は経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

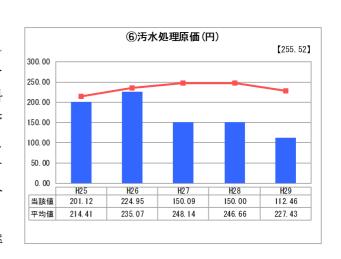


図1.6 汚水処理原価(費用の効率性)

本市における平成29年度の汚水処理原価は112円、類似団体平均値は約227円、全国平均値は約256円であり、本市は類似団体よりは低いため、費用の効率性は高いと言えます。類似団体平均より低い理由としては、農村集落排水事業の処理施設としては規模が大きいためです。引き続き、投資の効率化や維持管理費の削減、水洗化率の向上による有収水量の増加といった経営改善に努めます。

汚水処理原価 = 汚水処理費(公費負担分を除く)/年間有収水量

⑦ 施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当指標については、高いほど好ましい数値です。

本市における平成29年度の施設利用率は約70%、類似団体平均値は56%、全国平均値は52%であり、本市は高い水準です。今後も施設利用率向上を目指して下水道接続の推進活動に取組んでいきます。

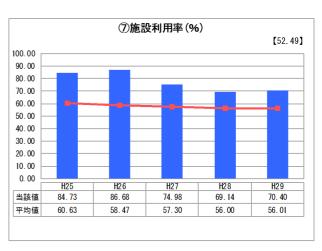


図 1.7 施設利用率 (施設の効率性)

施設利用率 = 晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力

⑧ 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水 洗便所を設置して汚水処理している人口 の割合を表した指標です。当指標につい ては、公共用水域の水質保全や、使用料 収入の増加等の観点から100%となってい ることが望ましいです。

本市における平成29年度の水洗化率は約90%、類似団体平均値は約90%、全国平均値は85%であり、本市は類似団体とほぼ同等であると言えます。



図 1.8 水洗化率 (使用料対象の捕捉)

なお、水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄 与するため、今後も積極的に下水道接続の推進に取組んでいきます。

水洗化率 = 現在水洗便所設置済人口/現在処理区域内人口×100

9 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標です。 当指標については、経年比較や類似団体との比較により、本市のおかれている状況を把握・分析することになります。

本市については、H29年度時点で法適 用前のため該当数値はありません。

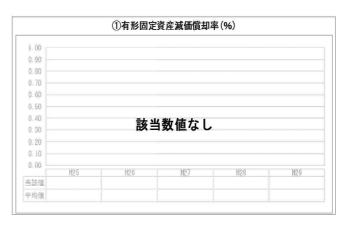


図 1.9 有形固定資産減価償却率 (施設全体の減価償却の状況)

有形固定資產減価償却率

= 有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100

⑩ 管渠老朽化率

管渠老朽化率とは、法定耐用年数を 超えた管渠延長の割合を示した指標 で、管渠の老朽化度合いを示す指標で す。当指標については、経年比較や類 似団体との比較により、本市のおかれ ている状況を把握・分析することにな ります。

本市については、法定耐用年数を経 過した管渠が無いため該当数値はありま せん。



図 1.10 管渠老朽化率(管渠の老朽化状況)

管渠老朽化率 = 法定耐用年数を経過した管渠延長/下水道布設延長×100

⑪ 管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を示し、管渠の更新ベースや状況を示す指標です。当指標については、例えば数値が2%の場合すべての管渠を更新するのに50年かかる更新ベースであることが把握できます。

本市における平成29年度の管渠改善率は、耐用年数を経過した管渠がないため0.00%です。



図 1.11 管渠改善率 (管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況)

管渠改善率 = 改善(更新・改良・維持)管渠延長/下水道布設延長×100

経営比較分析表 (平成29年度決算)

愛知県 長久手市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
_	該当数値なし	5 98	82 05	2 160

人口 (人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
57, 394	21.55	2, 663. 29
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
3, 438	0.82	4, 192, 68

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 一 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成29年度全国平均

分析欄

経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率の数値は80%前後の数値で推移しています。ただし、施設の老朽化等に伴う修繕料等 推持管理費が増加傾向にあるため、引き続き100% を下回る状況が続く見込みです。平成29年度は前年 停に比べ率が上昇しました。

②企業債残高対事業規模比率は、34.51% (H29)であり、類似団体及び全国平均よりも低くなっています。新規借入が近年はなく、平成37年度に償還が完了する予定です。

⑤経費回収率の数値はH27年度まで類似団体や全国 平均と同等程度の60%前後で推移していましたが、 元利債適金に対する分流式下水道に対する経費が増 えたため、汚水処理費が減少し、H29年度は599%ま で改善されました。ただし、修繕料等機持管理費が 増加傾向であり、一般会計線入金も充当している状 サアマ

流です。 (6)汚水処理原価は、H26年度まで類似団体や全国平 助と同等の数値となっていましたが、H27年度以降 は下がりました。ただし、修繕料等維持管理費は増 加傾向にあるため、今後も維持管理費用の削減等に 窓めていませ

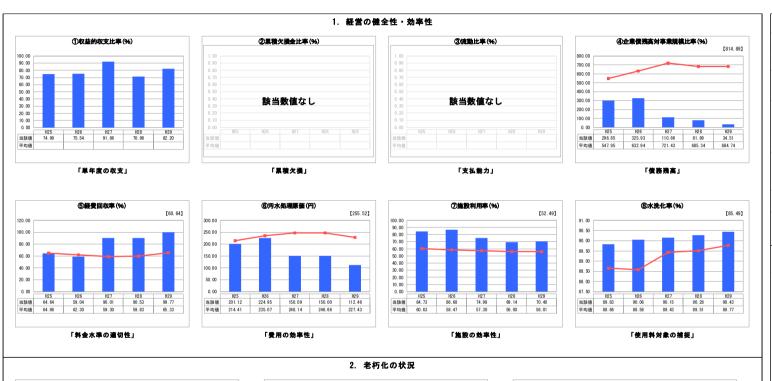
70施設利用率は、類似団体や全国平均と比較しても 高い水準であります。水量も増加傾向であるため、 今後上昇していく見込みです。

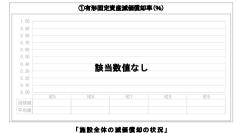
③水洗化率は、類似団体や全国よりやや高い水準であります。水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上に取り組んでいます。

2. 老朽化の状況について

本市では最も古い管渠は昭和52年築造となるため、 40年期経過していることとなります。現在、 た管渠延長はありませんが、不明水等の侵入につな がるため、早期に管渠やマンホールのストックマネ ジメント計画策定等を行い効果的に更新等を行うな 要があります。そのための財源の確保や経営に与え る影響等を踏まえた分析を行う必要もあります。

全体総括







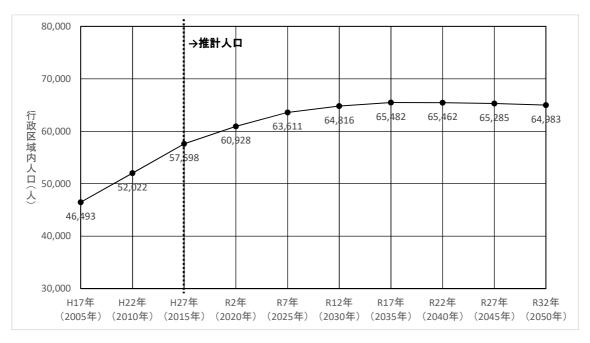


- ※ 「該当数値なし」となっている項目は、地方公営企業法を適用済みの団体が集計する数値である等の理由により計算できない項目です。本市下水道事業は、平成30年度に地方公営企業法を適用しました。
- ※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
- ※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2 将来の事業環境

(1) 行政区域内人口の予測

将来行政区域内人口については、「長久手市将来人口推計報告書 平成29年3月」による推計人口を採用しました。「長久手市将来人口推計報告書 平成29年3月」による推計人口は、人口問題研究所による推計方法をベースに、推計に用いる基礎数値(子ども女性比、純移動率)を本市の最新実績に合わせて補正して推計したもので、ながくて未来図(第6次総合計画)に採用した推計人口です。この推計では、令和17年にピークに達する見込みとなっています。



出典)「長久手市将来人口推計報告書 平成29年3月」

図2.1 行政区域内人口推計結果

表2.1 行政区域内人口推計結果と人口倍率

	実績				推計			
	H29年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年
推計人口(人)	60, 447	60, 928	63,611	64, 816	65, 482	65, 462	65, 285	64, 983
倍率(2015年=1)	1.000	1.008	1.052	1.072	1. 083	1. 083	1.080	1.075

(2) 施設の見通し

ア管渠

農村集落家庭排水の管渠整備は完了しており、今後の整備予定はありません。

イ 処理場

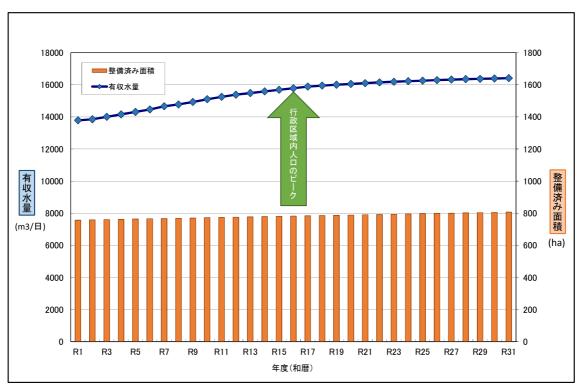
処理場(熊張苑及び前熊苑)についても整備は完了しており、今後の整備予 定はありません。

現在、改築事業(平成30~令和元年度に機能診断を実施)に着手済みです。

(3) 有収水量の予測

有収水量は、行政区域内人口の増加、接続人口の増加等の要因により増加を続ける見込みとなっています。有収水量については、以下の手順で算定しています。

- ア 整備区域内人口は、管渠整備面積と人口密度を基に算定しました。
- イ 水洗化人口は、水洗化率が計画期間に91%から92%へ上昇するものとして 算定しました。
- ウ 流入汚水量は、人口1人あたりの汚水量原単位と水洗化人口を基に算定しま した。
- エ 有収水量は、流入汚水量と有収率(平成30年度実績)を基に算定しました。



※行政区域内人口は令和17年にピークとなる見込みだが、それ以降も下水道整備や水洗化が進捗することにより、有収水量は増加する見込みである。

図2.2 有収水量と整備面積の予測結果

(4) 使用料(使用料収入)と水洗化率の見通し

使用料(使用料収入)は、有収水量に比例した伸びとなる見通しです。水洗化率はこれまで順調に増加し平成29年度で90.4%に達しましたが、今後の伸びは鈍化し、目標年度令和11年度で92%程度になると推定しました。

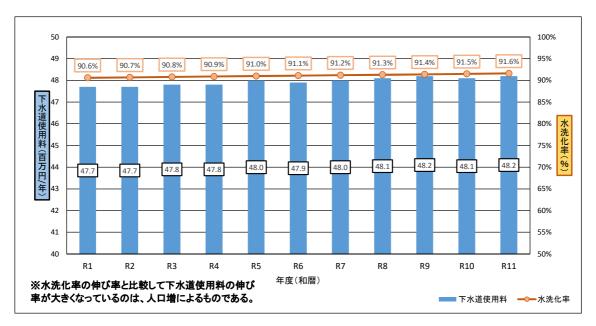


図2.3 使用料(使用料収入)と水洗化率の予測結果

(5) 組織の見通し

下水道課は13人の職員で公共下水道事業と農村集落家庭排水事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現在の組織体制を維持する計画です。

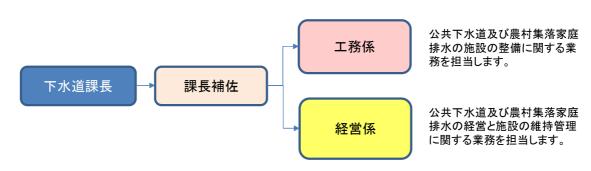


図2.4 下水道課組織図

3 経営の基本方針

全国的な人口減少傾向の中にありながら、本市は人口増加が続いています。これにより、処理場へ流入する汚水量も増加し続けています。農村集落家庭排水の役割である「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」を持続させるため、適正かつ計画的な経費節減と使用料収入の確保を基本方針とします。

(1) 農村集落家庭排水の役割

農村集落家庭排水の役割は、大きく分けて3つがあります。

公衆衛生の向上

トイレ・風呂・炊事・洗濯等による生活排水を下水道に流すことにより、清潔で衛生的な生活ができます。

公共用水域の水質保全

集まった汚水を処理場で適切に浄化して川に戻すことにより、川 や海の水質が保全できます。

農村地域における資源循環

処理場で発生する汚泥を乾燥させ、肥料として農地還元を行うこと により、循環型社会を目指していきます。

(2) 計画的で安定した農村集落家庭排水事業の推進

(1)の役割を計画的に安定して果たすために、本市農村集落家庭排水では次の目標を掲げます。

施設の老朽化対策

・施設の機能強化を行い、老朽化した施設について、改築更新を進めます。

4 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

ア 経営戦略における目標値

以下のとおり計画期間内の目標を定め、その達成に努めます。

経費回収率80%以上の確保に努めます

農村集落家庭排水事業は本市の発展に大きく貢献しており、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきていますが、早期に着手したことから回収するべき経費は減少してきており、平成29年度の経費回収率は約100%となりました。しかしながら、計画期間内は約85%程度で推移する見込みとなっています。これは公営企業法適用により経費回収率の計算方法が変わったことが影響しています。計画期間内の目標とし、経費回収率は80%以上の確保に努めます。

公営企業である農村集落家庭排水事業は、独立採算制の原則に基づき、効率的な維持管理及び建設投資と適正な使用料収入による運営が求められていることなどを踏まえ、100%に近づけるよう努めます。

水洗化率100%を目指します

本市の農村集落家庭排水事業の水洗化率は順調に伸びており、約90.6%に達しています。今後の伸びはゆるやかになり、計画期間内には92%程度になると予測しています。長期的には、接続の促進に努め、水洗化率100%を目指します。

一般会計繰入金の使用を抑制します

農村集落家庭排水事業はその公共性から一般会計繰入金も財源の一部となっているのが現状です。多くの投資が必要となる中、市全体の財政の負担にならないよう、総務省通達にて定められている繰入基準から外れる一般会計繰入金(基準外繰入)の使用抑制に努めます。

イ 投資・財政の見通し(税込み)

上記の目標を達成するため策定した「投資・財政計画(収支計画)」は、 「別添資料1」のとおりです。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

ア 収支計画のうち投資についての説明

投資額については、主に施設の建設にかかる費用(建設改良費)と、企業債 償還金を計上しています。

■投資額の主な内訳

建設改良費

令和2年度に熊張苑の自家発電設備の設置を予定しているためその工事費を計上している他、それ以降は施設の改築更新に係る工事費として既存施設の工事費を耐用年数で割った1年あたりの金額を計上しています。

企業債償還金

平成30年度までに発行済みの企業債に係る償還金に、上記建設改良費の財源と して起債予定の企業債に係る償還金を加えて推計しています。

イ 収支計画のうち財源についての説明

上述の投資計画を遂行するための財源については以下のとおりです。

■収入の主な内訳

使用料 (使用料収入)

有収水量を推定し、最新の使用料単価(使用料収入/有収水量)の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、企業債償還金にも充当します。

国(県)補助金

国(県)による交付金が見込める事業(主に建設事業)に関しては、交付金を 見込んでいます。

受益者分担金

管渠の整備により利益を受ける住民の方に、建設費用の一部を受益者分担金と して負担していただきますが、管渠整備は完了しているため、見込み額は0と しています。

他会計補助金

前述の一般会計繰入金を指しています。総務省から通知される繰り出し基準を 踏まえて推計しています。

長期前受金戻入

固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金や利用者からの負担金・分担金を一旦、繰延収益(長期前受金)として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上しています。

ウ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資にかかる建設改良費以外の経費については、過去の投資 状況及び今後の事業計画を踏まえ、支出項目別に検討を行いました。計画策定 にあたって前提とした主な内容は、次のとおりです。

■収益的投資以外の経費に関する支出

営業費用 (職員給与費)

職員数は変わらないことから、平成29年度決算額を基本として、ベースアップ 分として上昇率1%を見込んで算出しています。

営業費用 (その他)

主に施設の維持管理費を計上しています。施設の維持管理費は、処理場における処理水量に比例する傾向にあるものと、そうでないものに分け、前者については処理水量あたりの費用の実績平均値に処理水量を乗じて算出し、後者については費用の実績平均値で将来も一定としています。

減価償却費

減価償却費は、建物や機械設備など、長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額をいったん資産として計上し、当該金額を資産の耐用年数にわたって規則的に費用として配分して算出しています。

減価償却費についても、企業債償還金と同様に平成30年度までに取得済みの資産に係る減価償却費に、令和元年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費を加えて推計しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)のポイント

策定した収支・財政計画(収支計画)は、総支出に対して不足する財源を繰入金として受領することで、計画期間内では収支均衡となっています。しかし、経費回収率の現状を踏まえれば、過度な企業債を負担することなく、施設のライフサイクルコストを最小限に抑えながら事業を効率的に運営していくことが重要です。これらの観点から、収支・財政計画(収支計画)の中でポイントとなる項目について取り上げます。

ア 汚水処理原価と経費回収率の推移

計画期間を通じて経費回収率は85%程度となります。今後は、徐々に経費回収率を増加し100%に近づけていくことを目指します。

なお、地方公営企業法適用前の平成29年度実績の経費回収率は約100%でしたが、令和元年は約85%へ低下する見込みとなっています。これは地方公営企業 法適用により汚水処理原価に計上する資本費の計算方法が変わり、汚水処理原 価が上昇したことが影響しています。

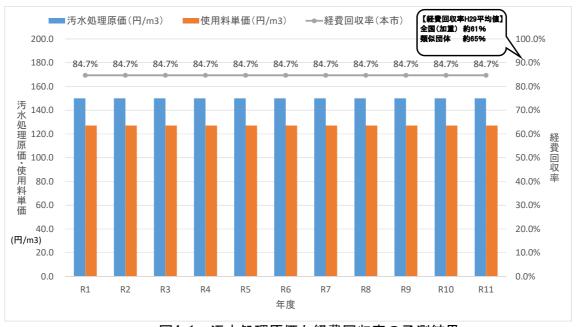


図4.1 汚水処理原価と経費回収率の予測結果

表4.1 汚水処理原価と経費回収率の予測結果

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
汚水処理原価(円/m3)	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	
使用料単価(円/m3)	127.0	127.0	127.0	127.0	127.0	127.0	127.0	127.0	127.0	127.0	127.0	
経費回収率(本市)	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	

イ 建設改良費と企業債残高の推移

農村集落家庭排水事業は整備が完了しており、今後は機能強化に基づき徐々に施設の改築更新を予定しています。企業債の発行を最小限にして、その償還も終盤になっていることから、企業債残高は計画期間内に無くなる予定です。

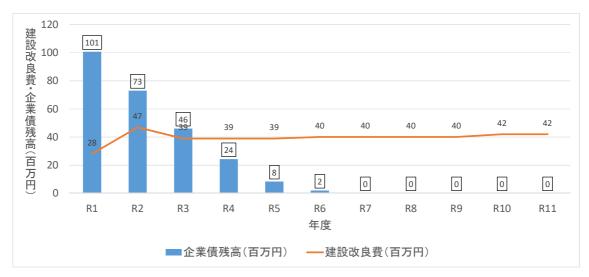
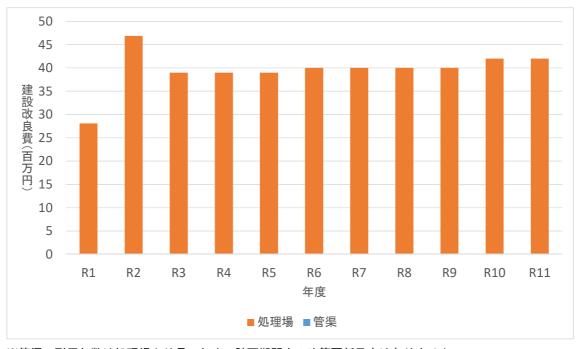


図4.2 建設改良費と企業債残高の予測結果



※管渠の耐用年数は処理場より長いため、計画期間内の改築更新予定はありません。

図4.3 建設改良費の内訳

ウ 一般会計繰入金の推移

本計画では、下水道事業(公共下水道事業及び農村集落家庭排水事業)として 令和元年度の年間6億円を上限とし、同程度の繰入額で推移していけるように努 力していきます。

使用者負担の原則によれば、支出は使用料収入で賄うことが望ましいとされていますが、農村集落家庭排水事業は、企業債償還費の増大による収支の不足分について一般会計繰入を行っているのが現状です。

整備には多額の初期投資を要することから、償還額の負担は世代間負担の公平性を確保する観点からもやむを得ないものとされています。しかしながら、適正な負担水準を維持するとともに次世代に過度な負担を先送りしないためにも、コスト削減や使用料収入の確保に努めます。

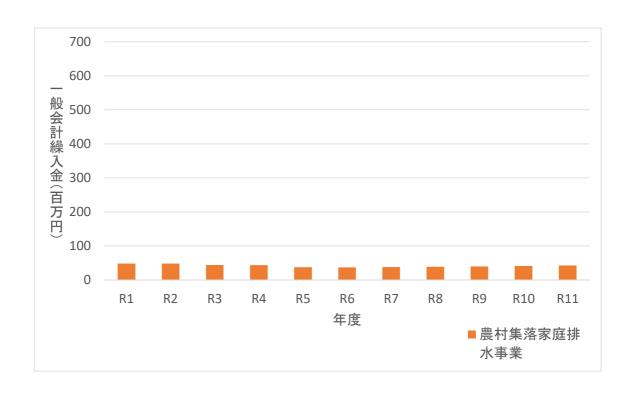


図4.4 一般会計繰入金の予測結果

表4.2 一般会計繰入金の予測結果

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
公共下水道事業	(百万円)	557	547	555	555	559	562	556	551	549	554	550
農村集落家庭 排水事業	(百万円)	48	48	44	44	37	37	38	39	40	41	42
合計	(百万円)	605	595	599	599	596	599	594	590	589	595	592

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画 (収支計画)

(農村集落家庭排水事業)

(単位:千円,%)

		年 度	前年度		A 4=c	A 4= c	A 7-1	A 4==	A 7= c = -	A 7==	A 7= c	A 4= c - =		<u>N. 111, 707</u>
	区	分	(決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1. 営 業 収 益 (A)	44,237	48,055	48,171	47,800	47,800	48,000	47,900	48,000	48,100	48,200		48,200
	収	117 11	44,237	48,055	48,171	47,800	47,800	48,000	47,900	48,000	48,100	48,200	48,100	48,200
	ايدا	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
収	益													
^^	1		96,297	90,852	86,849	82,840	83,130	77,160	77,528	79,028	80,582	82,287	83,775	85,982
	的	(1) 補 助 金 他会計補助金	56,600 53,000	52,000 48.000	48,000 48,000	43,838	43,528	37,158 37,158	36,926 36,926	37,826	38,780 38,780	39,885 39,885		42,380
	収		3,600	48,000	48,000	43,838	43,528	37,158	36,926	37,826	38,780	39,885	40,773	42,380
1 1	1	(2) 長期前受金戻入	38.852	38.850	38.847	39,000	39,600	40.000	40.600	41.200	41.800	42,400	43.000	43,600
益	入		845	20,030		33,000	29,000	40,000	40,000	2	41,800	2		43,000
	^`	収入計(C)	140,534	138,907	135,020	130,640	130,930	125,160	125,428	127.028	128,682	130,487		134,182
		1. 営 業 費 用	123,861	127,653	122,062	122,400	124,000	119,200	120,100	121,800	123,500	125,300		129,000
		(1) 職 員 給 与 費	3,273	6,810	5,640	5,600	5,600	5,700	5,700	5,800	5,800	5,900	5,900	6,000
的	収	本 本 和	3,273	6,810	5,640	5,600	5,600	5,700	5,700	5,800	5,800	5,900	5,900	6,000
		退職給付費												
	益	その他												
		(2) 経 賞	47,239	47,492	43,163	41,800	42,200	42,700	43,200	43,600	44,100	44,600		45,700
収	1,_	動力費	40,898	41,428	37,446	31,700	32,000	32,400	32,800	33,100	33,500	33,900	34,100	34,700
^^	的	修繕費												
		材 料 費 子 の 他	0.043	0.001	F 777	10.100	10.000	10.000	10.400	10.500	10.000	10.700	10.000	11.000
	支		6,341 73,349	6,064	5,717 73,259	10,100	10,200 76,200	10,300 70.800	10,400 71,200	10,500 72,400	10,600 73,600	10,700 74,800		11,000 77,300
١.	1	<u>(3) 減 価 償 却 費</u> 2. 営 業 外 費 用	9,024	73,351 7,893	6,644	75,000 5,421	4,290	3,386	2.857	2,400	2.600	2,600		2,600
支		(1) + 1 21 5	6,505	5,293	4,044	2,821	1.690	786	2,857	2,030	2,000	2,000	2,000	2,000
	出	(1) 文 仏 村 高 (2) そ の 他	2.519	2,600	2,600	2,621	2,600	2,600	2,600	2,600	2.600	2,600	2.600	2,600
		支 出 計 (D)	132.885	135.546	128,706	127,821	128.290	122,586	122,957	124.450	126,100	127,900		131,600
	経	常 損 益 (C)-(D) (E)	7.649	3.361	6.314	2.819	2.640	2.574	2.471	2.578	2.582	2.587	2.475	2.582
特	1 1 sales	別 利 益 (F)	7,010	3,301	0,011	2,010	2,010	2,071	22,177	2,070	2,002	2,007	12,170	2,002
特		別 損 失 (G)	120											
特		別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 120											
		度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	7,529	3,361	6,314	2,819	2,640	2,574	2,471	2,578	2,582	2,587	2,475	2,582
	越	利益剰余金又は累積欠損金(I)	7,529	10,890	17,204	20,023	22,663	25,237	27,708	30,286	32,868	35,455		40,512
流		動 <u>資</u> 産(J)	40,669	41,076	41,487	41,902	42,321	42,744	43,171	43,603	44,039	44,479		45,373
\- 		うち未収金	16,490	8,009	8,029	7,967	7,967	8,000	7,983	8,000	8,017	8,033		8,033
流		動 負 債 (K) うち建設改良費分	47,928	52,580	51,171	49,134	42,861	36,182	26,014	21,418	19,400	19,400	19,400	19,400
		フら建設収長質別	27,888	33,180	31,771	29,734	23,461	16,782	6,614	2,018				
		うち未払金	19,440	19.400	19.400	19.400	19.400	19.400	19.400	19.400	19.400	19.400	19.400	19,400
_	740	(1)	13,440	15,700	13,400	13,400	13,700	13,400	13,400	10,400	13,400	13,400	13,400	10,400
_		火 損 金 比 率((A)-(B) × 100)												
	方財	†政法施行令第15条第1項により算定した (L)												
資	₩ II	並 の 个 定 額	44.007	40.055	40.474	47.000	47.000	40.000	47.000	40.000	40.400	40.000	40.400	40.000
地	<u></u> 表 4	B+ Th 注 1 Z	44,237	48,055	48,171	47,800	47,800	48,000	47,900	48,000	48,100	48,200	48,100	48,200
咨	全	► 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100/												
健資	全 化	化 法 施 行 令 第 16 条 に より 算 定 し た (N) 金 の 不 足 額 (N)												
健 解		化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る (O) 肖 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
健事	全亻	化法施行令第17条により算定した 第 の 規 模 (P)	44,237	48,055	48,171	47,800	47,800	48,000	47,900	48,000	48,100	48,200	48,100	48,200
健資		た法第22条により算定した 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)												
					_									

様式第2号(法適用企業·資本的収支)

投資·財政計画 (収支計画)

(農村集落家庭排水事業)

	(収文計画) (単位:千円)													
		年 度 区 分	前年度 (決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年 度	令和11年
		1. 企 業 債												
	資	うち資本費平準化債												
資	貝	2. 他 会 計 出 資 金												
頁		3. 他 会 計 補 助 金												
	本	4. 他 会 計 負 担 金												
		5. 他 会 計 借 入 金												
本	的	6. 国 (県) 補 助 金				19,500	19,500	19,500	20,000	20,000	20,000	20,000	21,000	21,000
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工 事 負 担 金	7,937	5,620	4,420									
1,,	収	9. そ の 他												
的		計 (A)	7,937	5,620	4,420	19,500	19,500	19,500	20,000	20,000	20,000	20,000	21,000	21,000
		(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)												
u		純計 (A)-(B) (C)	7,937	5,620	4,420	19,500	19,500	19,500	20,000	20,000	20,000	20,000	21,000	21,000
収	資	1. 建設改良費		28,094	46,900	39,000	39,000	39,000	40,000	40,000	40,000	40,000	42,000	42,000
		うち職員給与費												
	本	2. 企業債償還金	26,675	27,888	27,727	26,913	21,771	15,996	6,357	1,968				
支	的	3. 他会計長期借入返還金												
	支	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	出	5. そ の 他												
		計 (D)	26,675	55,982	74,627	65,913	60,771	54,996	46,357	41,968	40,000	40,000	42,000	42,000
	ト的 とする		18,738	50,362	70,207	46,413	41,271	35,496	26,357	21,968	20,000	20,000	21,000	21,000
1	甫	1. 損益勘定留保資金		36,501	38,412	38,000	38,600	32,800	32,600	33,200	33,800	34,400	35,000	35,700
l t	ě	2. 利益剰余金処分額												
	t t	3. 繰 越 工 事 資 金												
		4. そ の 他	18,738	13,861	31,795	8,413	2,671	2,696						
	原	計 (F)	18,738	50,362	70,207	46,413	41,271	35,496	32,600	33,200	33,800	34,400	35,000	35,700
補														
他	会													
企		業 債 残 高(H)	128,620	100,732	73,005	46,092	24,321	8,325	1,968					

〇他会計繰入金	(単位:千円)
○ 地名 市 株 八 並	\ 平 四·111/

区	分	年		度		前年度 (決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年 度	令和11年 度
収益的収支	分					53,000	48,000	48,000	43,838	43,528	37,158	36,926	37,826	38,780	39,885	40,773	42,380
j 1	基 準	内	繰	入	金	34,070	37,488	30,323	32,588	33,188	27,588	28,406	29,256	30,220	31,235	32,233	33,790
う ‡	基準	外	繰	入	金	18,930	10,512	17,677	11,250	10,340	9,570	8,520	8,570	8,560	8,650	8,540	8,590
資本的収支	分																
j 1	基準	内	繰	入	金												
う †	基準	外	繰	入	金												
合	計					53,000	48,000	48,000	43,838	43,528	37,158	36,926	37,826	38,780	39,885	40,773	42,380

第3章

<u>1 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の</u> 取組の概要

(1) 投資についての検討状況

■下水道計画区域の未整備区域に関する事項

長久手処理区の下水道計画区域には、未整備区域が残っています。人口密度 の高い区域から優先して整備を進めてきたことから、未整備区域の人口密度は 比較的低く、これらの区域を整備することは、本市の経費回収率の向上につな がるのか再確認していきます。

■広域化・共同化に関する事項

愛知県は国の要請に基づく、市町村の枠を超えた下水道施設の広域化・共同 化の検討に着手しており、本市も広域化・共同化の実現に向け検討(ハード対 策及びソフト対策)を行い、実現性のあるものに着手していきます。

(2) 財源についての検討状況

■使用料に関する事項

公営企業である公共下水道事業・農村集落家庭排水事業は、独立採算制の原 則に基づき、事業を安定的かつ持続的に経営していくため、適正な使用料の設 定が求められています。ただし、急激な使用料の値上げは、市民生活への負担 も大きいため、十分に精査し慎重に進める必要があると考えています。

また、使用料については、総務省の『下水道財政のあり方に関する研究会』で、公共下水道事業の持続的な経営の確保に向けた対応策の検討を行っており、使用料と公費負担、高資本対策等、下水道財政に影響の大きい制度について議論がされている最中のため、今後は、その動向を注視していきます。

今回策定の投資財政計画の結果、経費回収率は公共下水道事業が約90%、農村集落家庭排水事業が約85%程度になると推計しました。類似団体の平成29年度平均値(公共下水道事業が約84%、農村集落家庭排水事業が約65%)より高い数値となりましたが、100%を目指して努力していきます。

(3) 投資以外の経費についての検討状況等

■民間活力の活用に関する事項

本市の使用料収納は、愛知中部水道企業団に委託しており、徴収率の実績は 改善しています。広域化・共同化の検討の中で民間活力を活用できる業務について費用対効果を考慮し検討していきます。

■動力費に関する事項

老朽化する施設の維持管理を安定的に行うため、ストックマネジメント計画**及び機能強化に基づく施設の改築更新として、省エネ機器を選定する等ライフ

サイクルコストを考慮しながら、コスト軽減に努めます。

※ストックマネジメント計画…長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮 し、施設全体を対象とした改築更新を最適化する計画であり、R1年度より策定を開始している。

2 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

総務省公表の経営戦略策定ガイドラインにおいて、「改定に当たっては、経営戦略に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間(3~5年毎)の成果を検証・評価した上で行い、より質の高い経営戦略にすること。」とされています。

これに基づき、本経営戦略は策定から4年毎に改定するものとし、次回の改定は令和5年度(公表は令和6年度)を予定します。ただし、経営環境に大きな変化が生じた時は直ちに改定します。改定にあたっては、各種経営指標の達成度を検証・評価するものとします。

表2.1 経営戦略の改定予定

年度	予定
令和2年度	経営戦略の公表
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	経営戦略の改定作業
令和6年度	経営戦略の公表
令和7年度	
令和8年度	
令和9年度	経営戦略の改定作業
令和10年度	経営戦略の公表
令和11年度	

参考資料1 使用料単価の傾向

(1) 本市を含む類似団体との比較(公共下水道事業)

本市の公共下水道事業の使用料単価は、130.4円/m³であり、類似団体の平均131.9円/m³と比較して、若干低い金額となっています。また、本市の経費回収率は80.0%であり、愛知県内の類似団体の平均83.5%と比較して、若干低い水準となっています。

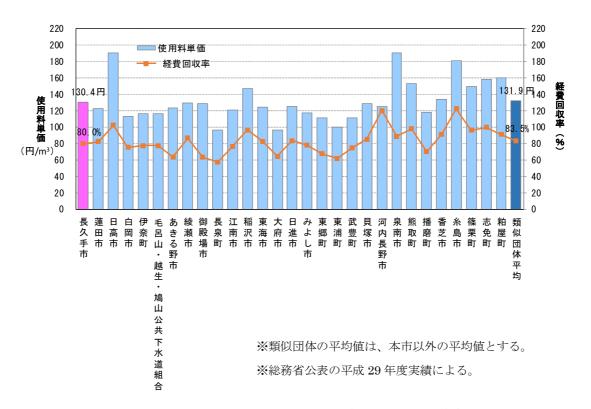


図3.1 使用料単価の類似団体との比較(公共下水道事業)

(2) 本市を含む近隣団体との比較(公共下水道事業)

本市の公共下水道事業の使用料単価は、130.4円/m³であり、近隣6団体の平均115.0円/m³と比較して高い金額となっています。また、本市の経費回収率は80.0%であり、愛知県内の類似団体の平均75.2%と比較して、高い水準となっています。

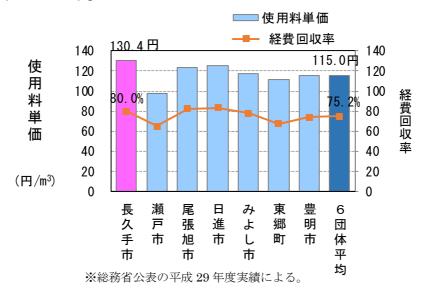


図3.2 使用料単価の近隣団体との比較(公共下水道事業)

(3) 本市を含む類似団体との比較 (農村集落家庭排水事業)

本市の農村集落家庭排水事業の使用料単価は、112.2円/m³であり、愛知県内の類似団体の平均103.5円/m³と比較して、若干高い金額となっています。また、本市の経費回収率は99.8%であり、愛知県内の類似団体の平均62.3%と比較して、高い水準となっています。

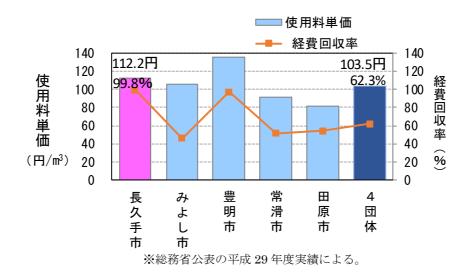


図3.3 使用料単価の類似団体との比較(農村集落家庭排水事業)

参考資料 2 経費回収率の向上のための使用料金改定の試算

(1) 経費回収率

ア 公共下水道

経費回収率を向上させるため、単純にその年度の使用料収入を増額する試算を行ったところ、使用料収入を 1.1 倍にしたケースでは 100%に到達する試算結果となりました。

表 4.1 経費回収率の試算結果(公共下水道)その1

使用料収入を1.1倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価	円/m3	151.9	151.9	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8
使用料単価	円/m3	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0
経費回収率		100.1%	100.1%	100.1%	100.1%	100.1%	100.1%	100.1%	100.1%	100.1%	100.1%	100.1%

使用料収入を1.2倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価	円/m3	151.9	151.9	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8	151.8
使用料単価	円/m3	165.8	165.8	165.8	165.8	165.8	165.8	165.8	165.8	165.8	165.8	165.8
経費回収率		109.2%	109.2%	109.2%	109.2%	109.2%	109.2%	109.2%	109.2%	109.2%	109.2%	109.2%

イ 農村集落家庭排水事業

経費回収率を向上させるため、単純にその年度の使用料収入を増額する試算を行ったところ、使用料収入を 1.1 倍にしたケースでは計画期間内は 100%未満となり、使用料収入を 1.2 倍にしたケースでは令和元年度より 100%に到達する試算結果となりました。

表 4.2 経費回収率の試算結果(農村集落家庭排水)その1

使用料収入を1.1倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価	円/m3	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
使用料単価	円/m3	139.7	139.7	139.7	139.7	139.7	139.7	139.7	139.7	139.7	139.7	139.7
経費回収率		93.2%	93.2%	93.2%	93.2%	93.2%	93.2%	93.2%	93.2%	93.2%	93.2%	93.2%

使用料収入を1.2倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価	円/m3	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
使用料単価	円/m3	152.4	152.4	152.4	152.4	152.4	152.4	152.4	152.4	152.4	152.4	152.4
経費回収率		101.6%	101.6%	101.6%	101.6%	101.6%	101.6%	101.6%	101.6%	101.6%	101.6%	101.6%

(2) 経費回収率 (分流式下水道等に要する経費控除前)

経費回収率の向上のための使用料金改定の試算については、「分流式下水道等に要する経費※」を控除する前のケースについても実施しました。

※分流式下水道等に要する経費とは、総務省が定めており、一般会計で負担すべき経費です。下水道事業は「公共用水域の水質保全」に大きく貢献することから、分流式下水道等に要する経費については、一般会計で負担すべき経費として認められています。

ア 公共下水道

分流式下水道等に要する経費控除前における経費回収率向上のため、使用料収入を増額した場合の試算を行った結果、使用料収入を 1.6 倍にしたケースで令和 8 年度以降 100%に到達する試算結果となりました。

表 4.3 経費回収率の試算結果(公共下水道) その2

使用料収入を1.3倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	245.0	247.8	227.7	227.4	226.9	227.8	222.4	215.4	214.2	216.0	217.2
使用料単価	円/m3	179.7	179.7	179.7	179.7	179.7	179.7	179.7	179.7	179.7	179.7	179.7
経費回収率(控除前)		73.3%	72.5%	78.9%	79.0%	79.2%	78.9%	80.8%	83.4%	83.9%	83.2%	82.7%

使用料収入を1.4倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	245.0	247.8	227.7	227.4	226.9	227.8	222.4	215.4	214.2	216.0	217.2
使用料単価	円/m3	193.5	193.5	193.5	193.5	193.5	193.5	193.5	193.5	193.5	193.5	193.5
経費回収率(控除前)		79.0%	78.1%	85.0%	85.1%	85.3%	84.9%	87.0%	89.8%	90.3%	89.6%	89.1%

使用料収入を1.5倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	245.0	247.8	227.7	227.4	226.9	227.8	222.4	215.4	214.2	216.0	217.2
使用料単価	円/m3	207.3	207.3	207.3	207.3	207.3	207.3	207.3	207.3	207.3	207.3	207.3
経費回収率(控除前)		84.6%	83.7%	91.0%	91.2%	91.4%	91.0%	93.2%	96.3%	96.8%	96.0%	95.4%

使用料収入を1.6倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	245.0	247.8	227.7	227.4	226.9	227.8	222.4	215.4	214.2	216.0	217.2
使用料単価	円/m3	221.1	221.1	221.1	221.1	221.1	221.1	221.1	221.1	221.1	221.1	221.1
経費回収率(控除前)		90.3%	89.2%	97.1%	97.3%	97.5%	97.1%	99.4%	102.7%	103.2%	102.4%	101.8%

イ 農村集落家庭排水事業

分流式下水道等に要する経費控除前における経費回収率向上のため、使用料収入を増額した場合の試算を行った結果、使用料収入を 1.9 倍にしたケースで令和 5~7 年度にて 100%に到達する試算結果となった。

表 4.4 経費回収率の試算結果(農村集落家庭排水)その2

使用料収入を1.3倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	275.8	255.4	252.1	251.5	232.7	232.4	234.8	237.5	240.1	243.2	247.6
使用料単価	円/m3	165.1	165.1	165.1	165.1	165.1	165.1	165.1	165.1	165.1	165.1	165.1
経費回収率(控除前)		59.9%	64.7%	65.5%	65.7%	71.0%	71.1%	70.3%	69.5%	68.8%	67.9%	66.7%

使用料収入を1.4倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	275.8	255.4	252.1	251.5	232.7	232.4	234.8	237.5	240.1	243.2	247.6
使用料単価	円/m3	177.9	177.9	177.9	177.9	177.9	177.9	177.9	177.9	177.9	177.9	177.9
経費回収率(控除前)		64.5%	69.6%	70.5%	70.7%	76.4%	76.5%	75.7%	74.9%	74.1%	73.1%	71.8%

使用料収入を1.5倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	275.8	255.4	252.1	251.5	232.7	232.4	234.8	237.5	240.1	243.2	247.6
使用料単価	円/m3	190.6	190.6	190.6	190.6	190.6	190.6	190.6	190.6	190.6	190.6	190.6
経費回収率(控除前)		69.1%	74.6%	75.6%	75.8%	81.9%	82.0%	81.1%	80.2%	79.4%	78.4%	77.0%

使用料収入を1.6倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	275.8	255.4	252.1	251.5	232.7	232.4	234.8	237.5	240.1	243.2	247.6
使用料単価	円/m3	203.3	203.3	203.3	203.3	203.3	203.3	203.3	203.3	203.3	203.3	203.3
経費回収率(控除前)		73.7%	79.6%	80.6%	80.8%	87.4%	87.4%	86.6%	85.6%	84.6%	83.6%	82.1%

使用料収入を1.7倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	275.8	255.4	252.1	251.5	232.7	232.4	234.8	237.5	240.1	243.2	247.6
使用料単価	円/m3	203.3	216.0	216.0	216.0	216.0	216.0	216.0	216.0	216.0	216.0	216.0
経費回収率(控除前)		73.7%	84.6%	85.7%	85.9%	92.8%	92.9%	92.0%	90.9%	89.9%	88.8%	87.2%

使用料収入を1.8倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	275.8	255.4	252.1	251.5	232.7	232.4	234.8	237.5	240.1	243.2	247.6
使用料単価	円/m3	203.3	228.7	228.7	228.7	228.7	228.7	228.7	228.7	228.7	228.7	228.7
経費回収率(控除前)		73.7%	89.5%	90.7%	90.9%	98.3%	98.4%	97.4%	96.3%	95.2%	94.0%	92.3%

使用料収入を1.9倍とした場合

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理原価(控除前)	円/m3	275.8	255.4	252.1	251.5	232.7	232.4	234.8	237.5	240.1	243.2	247.6
使用料単価	円/m3	203.3	241.4	241.4	241.4	241.4	241.4	241.4	241.4	241.4	241.4	241.4
経費回収率(控除前)		73.7%	94.5%	95.7%	96.0%	103.7%	103.8%	102.8%	101.6%	100.5%	99.2%	97.5%

用語解説

用語	説明
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入 する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業 運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1 m ³ あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。
か行	
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業 規模比率	事業規模に比して企業債残高(一般会計負担分を除く)がどれく らいあるのかを見る比率。
繰入基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準(一般会計が負担すべき経費)が示されている。 ・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。 ・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。
繰入金(繰出金)	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金(市民の税金) のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見 たときは「繰出金」と呼ぶ。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的に グラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によっ て、経営の現状や課題を把握することができる。
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則。
減価償却費	土地を除く建物、備品、車両運搬具などの有形固定資産の価値 は、時の経過に伴い減少するため、会計上の1期間において、費 用として計上される当該有形資産の減少分の金額。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために市町村 が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道及び特定公 共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。

Г				
高度処理	多くの処理場で行っている標準的な水処理方法では十分取り除く			
	ことができない、窒素やリンを取り除くための処理方法。			
広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や、運			
	営・管理を一括で行うことを指す。			
さ行				
施設利用率	施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の			
	割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的			
	には高い数値であることが望ましい。			
	(算式)晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100%			
	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業			
指定管理者制度	会社やその他の団体に委託することができる制度。施設の管理、			
	運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す。			
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに			
	対応する全ての費用。			
	総収益/(総費用+地方債償還金)×100 で計算され、使用料収			
収益的収支比率	入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金			
	を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。			
	借り入れた企業債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するも			
資本費	の。企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業			
	債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する。			
V/77 / /	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る			
資本的収支	企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。			
受益者負担金	下水道管が敷かれ下水道が利用可能となった地域の土地所有者			
(受益者分担金)	が、下水道工事費の一部として負担する費用。			
使用料	下水道事業を使用する際の利用料金。本市の条例にて公共下水道			
	は公共下水道の使用料、農村集落家庭排水は排水施設の使用料。			
使用料単価	使用料の対象水量1 m³当たりの使用料収入で、使用料の使用料水			
	準を示す。			
	(算式) 使用料÷年間総有収水量 円/m³			
人口問題研究所	厚生労働省の施設等機関で、日本の将来推計人口・世帯数(全			
	国・地域)の作成・公表を行っている。正式な名称は「国立社会			
	保障・人口問題研究所」。			
水洗化率	下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人			
	口の割合。			
ストック マネジメント計画	長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優			
	佐州のなば然で「水道施設主体の名石にの速成状況を写感し、後 			
	設全体を対象とした管理を最適化することを目的とした計画。			

た行	
	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企
	業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供す
	るサービス等の対価である使用料収入によって運営される。
 地方公営企業	法令により地方公営企業として運営することが義務づけられてい
地方公呂正未	る上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも
	条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。
	一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地
	方公営企業は企業会計方式により経理が行われる。
長期前受金 (戻入)	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金等について
	「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年
	度「長期前受金戻入」として収益化する。
な行	
農村集落家庭排水	農村地域の生活環境向上や農業用水の水質保全などを目的に、各
	家庭のトイレやお風呂などから出た汚水を下水道管を通じて処理
展们来俗多姓外小	場に集め、汚水処理を行ったのち、川に放流するための施設。本
	市の事業名称は「農村集落家庭排水事業」。
は行	
	民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法
PFI	である。PFIは民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して
	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施する
	ための手法。
	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP(パ
PPP	ブリック・プライベート・パートナーシップ:公民連携)と呼
	ぶ。 PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。
	従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設
	管理に放流水質などの一定の性能の確保を条件として課す性能発
包括的民間委託	注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や
	補修の実施など民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活
	力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ。
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県
	が管渠の一部及び処理施設の設置管理するものをいう。
ライフサイクルコ	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯
スト	費用の総計をいう。